

令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医療分）
交付要綱

（趣旨）

第1 県は、地域における病床の機能分化・連携の推進を図るため、医療機関が行う訪問（歯科）診療及び訪問診療を行う医療機関と連携して行う訪問診療の後方支援並びに訪問看護ステーションが行う訪問看護（以下「訪問診療等」という。）のために実施する病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該医療機関及び訪問看護ステーションに対し、青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象施設）

第2 補助金の交付の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 訪問（歯科）診療を行う医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、令和8年度の対象患者数（居宅における訪問診療等の実患者数に3を乗じた人数と介護施設等における訪問診療等の実患者数との合計）の計画値が、令和7年度の対象患者数の実績値を24人以上上回る計画を策定している施設
- (2) 訪問診療を行う医療機関と連携して訪問診療の後方支援を行う病院においては、知事が適当と認める後方支援の計画を策定している病院

（補助対象経費及び補助金の額）

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の第1欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表第2欄に定める基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い額を選定し、当該選定された額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数のある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
訪問診療等の実施に必要な医療機器及び車両の購入費	1 施設当たり 5,000 千円 ただし、車両については 3,000 千円を上限とする。	2分の1

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 歳入歳出予算書の抄本(補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の収支予算額を備考欄等に記載すること。)
- (4) 医療機器及び車両購入に係る見積書
- (5) 訪問診療等の実施計画書(第4号様式-1及び第4号様式-2)
- (6) 施設の基盤(体制)強化の計画書(第4号様式-3)
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の20%の範囲内における額の変更その他知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(第7号様式)その他関係書類を第13に規定する期間整備保管すること。
- (5) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行

う契約手続の取扱いに準拠すること。

- (9) 令和8年度から令和12年度まで、毎年度の訪問診療等の実施実績を当該年度が終了した年の4月30日までに訪問診療等の実施実績（第8号様式-1及び第8号様式-2）により提出すること。
- (10) 補助事業等を実施する（歯科）診療所は、届出済みの場合を除き、事業実施後速やかに在宅療養支援（歯科）診療所の届出をすること。
- (11) 車両を整備した場合においては、整備した車両の両側面に「青森県在宅医療推進事業」と表示すること。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（実績報告）

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月15日のいずれか早い日までに事業完了（廃止）実績報告書（第9号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金所要額精算書（第10号様式）
- (2) 事業実績報告書（第11号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（補助事業の決算見込額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 契約書等の写し
- (5) 検収調書等の写し
- (6) 支払証拠書類（請求書、納品書等）の写し
- (7) 財産管理台帳（第7号様式）の写し
- (8) 車両を整備した場合は整備車両の写真
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する報告を行うに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかな場合においては、当該消費税等仕入税額を減額して報告するものとする。

（補助金の額の確定等）

第9 知事は、第8に定める実績報告を受けた場合においては、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第

5 第1号及び第2号の規定に基づく承認をした場合においては、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助事業者は、第9の通知を受けた場合、請求書(第12号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額報告書(第13号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることがある。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第19条第4号及び第5号の規定により、処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具その他の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

第1号様式（第4関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医療分）
交付申請書

令和8年度において実施する青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（補助事業の収支予算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 医療機器及び車両購入に係る見積書
- (5) 訪問診療等の実施計画書（第4号様式-1及び第4号様式-2）
- (6) 施設の基盤（体制）強化の計画書（第4号様式-3）
- (7) その他知事が必要と認める書類

補助金所要額調書

（補助事業者名）

区 分	総事業費 (A) 円	寄附金その 他の収入額 (B) 円	差 引 額 (A)-(B) (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基 準 額 (E) 円	選 定 額 (F) 円	県 補 助 額 基 本 額 (G) 円	県 補 助 額 所 要 額 (H) 円	備 考
病床機能分化・連 携推進施設設備整 備事業（在宅医療 分） (施設名)									
合 計									

- (注) 1 「選定額(F)」欄には、(D)と(E)を比較して低い方の額を記載すること。ただし、車両については、300万円を上限とすること。
 2 「県補助基本額(G)」欄は、(C)と(F)を比較して低い方の額を記載すること。
 3 「県補助所要額(H)」欄は、(G)の額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を記載すること。

事業計画書

（補助事業者名）

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
(1) 補助事業分				円	円		
小計	—	—	—	—	—	—	
(2) 補助事業以外分				円	円		
小計	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	

訪問診療等の実施計画書

施設名

担当者

電話

e-mail

在宅療養支援(歯科)診療所の届出	有	令和 年 月 日届出予定
------------------	---	--------------

※交付申請前に届出済みの場合は、「有」に○を、今後届出予定の場合は予定年月日を記載

期間	訪問(歯科)診療・訪問看護の計画		
		実患者数	年間延べ件数
現在(令和7年度)の実施状況(実績)	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所 人	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所 人	件
令和8年度の見込み	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所 人	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所 人	件
令和9年度の実施計画	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所 人	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所 人	件

※訪問(歯科)診療・訪問看護の実患者人数の現状及び計画を記載

※介護施設等は、介護老人福祉施設、有料老人ホームなど、居宅以外の場所で実施する場合に記載

訪問診療等の実施計画書(後方支援を行う病院用)

施設名

担当者

電話

e-mail

期間	訪問診療に係る後方支援の計画	
現在(令和7年度)の実施状況 (実績)	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数 年間延べ	人 件
令和8年度の見込み	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数(見込)	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数 年間延べ	人 件
令和9年度の実施計画	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数(見込)	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数 年間延べ	人 件

※訪問診療に係る後方支援の現状及び計画を記載

施設の基盤(体制)強化の計画書(訪問看護ステーション用)

施設名

担当者

電話

e-mail

1. 令和8年度以降、人員増の予定

	常勤換算人数		増員等の方策 (募集の状況等)
	R8.4月時点	以降の計画	
看護師等(保健師含む)			
准看護師			
リハビリ職			
その他()			
その他()			
計			

2. その他の基盤強化の内容

--

第5号様式（第5関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）
変更承認申請書

令和 年 月 日付け青医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度
青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）の内容を下記のとおり変
更したいので、令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医
療分）交付要綱第5第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更年月日

（注）添付書類は、交付申請手続に準じること。

なお、変更部分を上下2段書きとし、変更前の額を上段に括弧書きし、変更後の
額を下段に記載すること。

第6号様式（第5関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度
青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）を下記のとおり中止（廃
止）したいので、令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅
医療分）交付要綱第5第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止（廃止）の年月日

第7号様式(第5関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得				処分制限期間		処分の状況			保管場所	備考
					単価 円	取得 金額 円	取得財源 内 訳 円	年月日	耐用 年数	処分制限 年月日	価格 円	処分の 内容	年月日		

- (注) 1 1件の取得価格が50万円以上(消費税込み。補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の備品等の財産を取得した場合、「処分制限期間」の欄も記入すること
 2 処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する
 3 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
 4 「処分の内容」の欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 5 「備考」の欄には、取得の相手方又は処分の相手方を記入すること。

訪問診療等の実施実績

施設名

担当者

電話

e-mail

在宅療養支援(歯科)診療所の届出	有	令和 年 月 日届出
------------------	---	------------

※交付申請前に届出済みの場合は「有」に○を、その後届出した場合は届出年月日を記載

期間	訪問(歯科)診療・訪問看護の実績		
		実患者数	年間延べ件数
令和8年度の実施状況 (令和9年4月30日までに記載し提出)	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所	件
令和9年度の実施状況 (令和10年4月30日までに記載し提出)	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所	件
令和10年度の実施状況 (令和11年4月30日までに記載し提出)	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所	件
令和11年度の実施状況 (令和12年4月30日までに記載し提出)	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所	件
令和12年度の実施状況 (令和13年4月30日までに記載し提出)	居宅における訪問(歯科)診療	人	件
	介護施設等における訪問(歯科)診療	か所	件
	居宅における訪問看護	人	件
	介護施設等における訪問看護	か所	件

※訪問(歯科)診療・訪問看護の実患者人数の実績を記載

※介護施設等は、介護老人福祉施設、有料老人ホームなど、居宅以外の場所で実施している場合に記載

訪問診療等の実施実績(後方支援を行う病院用)

施設名

担当者

電話

e-mail

期間	訪問診療に係る後方支援の実績	
令和8年度の 実施状況 (令和9年4月30日 までに記載し提出)	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数	人
	年間延べ	件
令和9年度の 実施状況 (令和10年4月30 日までに記載し提 出)	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数	人
	年間延べ	件
令和10年度の 実施状況 (令和11年4月30 日までに記載し提 出)	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数	人
	年間延べ	件
令和11年度の 実施状況 (令和12年4月30 日までに記載し提 出)	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数	人
	年間延べ	件
令和12年度の 実施状況 (令和13年4月30 日までに記載し提 出)	連携する訪問診療を行う医療機関数	施設
	緊急時に受入するための登録患者数	人
	登録患者のうち実際に入院した患者数	人
	年間延べ	件

※訪問診療に係る後方支援の実績を記載

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度
青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）が完了（を廃止）したの
で、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記の
とおり報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額精算書（第10号様式）
- (2) 事業実績報告書（第11号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（補助事業の決算見込額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 契約書等の写し
- (5) 検収調書等の写し
- (6) 支払証拠書類（請求書、納品書等）の写し
- (7) 財産管理台帳（第7号様式）の写し
- (8) 車両を整備した場合は整備車両の写真
- (9) その他知事が必要と認める書類

第10号様式（第8関係）

補助金所要額精算書

（補助事業者名）

区 分	総事業費 (A) 円	寄附金その 他の収入額 (B) 円	差 引 額 (A)-(B) (C) 円	対象経費の 実 支 出 額 (D) 円	基 準 額 (E) 円	選 定 額 (F) 円	県 補 助 基 本 額 (G) 円	県 補 助 交 付 決 定 額 (H) 円	県 補 助 所 要 額 (I) 円	県 補 助 受 入 済 額 (J) 円	差引過△ 不 足 額 (J)-(I) 円
病床機能分化・連 携推進施設設備整 備事業（在宅医療 分） （施設名）											
合計	/	/	/	/	/	/	/				

- （注） 1 「選定額(F)」欄には、(D)と(E)を比較して低い方の額を記載すること。ただし、車両については、300万円を上限とすること。
 2 「県補助基本額(G)」欄は、(C)と(F)を比較して低い方の額を記載すること。
 3 「県補助所要額(I)」欄は、(G)の額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）と(H)を比較して低い額を記載すること。

事業実績報告書

（補助事業者名 _____）

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
(1) 補助事業分				円	円		
小計	-	-	-	-		-	
(2) 補助事業以外分				円	円		
小計	-	-	-	-		-	
合計	-	-	-	-		-	

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医療分）請求書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け青医第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医療分）として、上記のとおり請求します。

<振込先>

口座名義

カナ名義

金融機関名及び支店名

口座種目

口座番号

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 8 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青医第 号で交付決定の通知を受けた令和 8 年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医療分）について、令和 8 年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医療分）交付要綱第 1 1 第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 青森県補助金等の交付に関する規則第 1 3 条の規定による確定額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳等